

件名	愛媛県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資とする基金を設置する。</p> <p>1 設置 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続の支援等を通じた地方創生に資する事業の実施に要する経費の財源に充てるため、基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（令和8年3月31日限り失効）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金事業の内容 事業継続のために行う利子補給事業</p> <p>2 事業実施期間 令和3～7年度（6年間）</p> <p>3 基金への交付金積立額 577,481千円</p> <p>4 基金の残額の処分 基金は令和8年3月31日限りで廃止し、残額があるときは国庫に納付する。</p>	